

## 建築士事務所廃業届

建築士事務所を廃業しましたので、建築士法第23条の6の規定により、次のとおり届出ます。

年 月 日

徳島県指定事務所登録機関

一般社団法人徳島県建築士事務所協会 会長 殿

(法人の場合、法人の名称及び代表者の氏名)

届出者住所

氏名 \_\_\_\_\_

届出の理由	1.廃止 2.死亡 3.破産 4.合併による解散 5.破産又は合併以外の事由による解散		
建築士事務所	ふりがな 名 称		
	所在地		
	登録の別	一級 ・ 二級 ・ 木造	
	登録番号	徳島県知事登録第 _____ 号	
	登録年月日	_____ 年 月 日	
届出事由の生じた日	_____ 年 月 日		
事務所と届出者との関係	1.建築士事務所の開設者であった者 2.相続人 3.破産管財人 4.役員であった者 5.清算人		

注) 建築士事務所登録申請書の副本を添えること

紛失している場合は以下を記入すること

1 紛失の時期

2 紛失の理由